

海老名市立小学校使用済 GIGA スクール端末等の処分業務 一般競争入札説明書

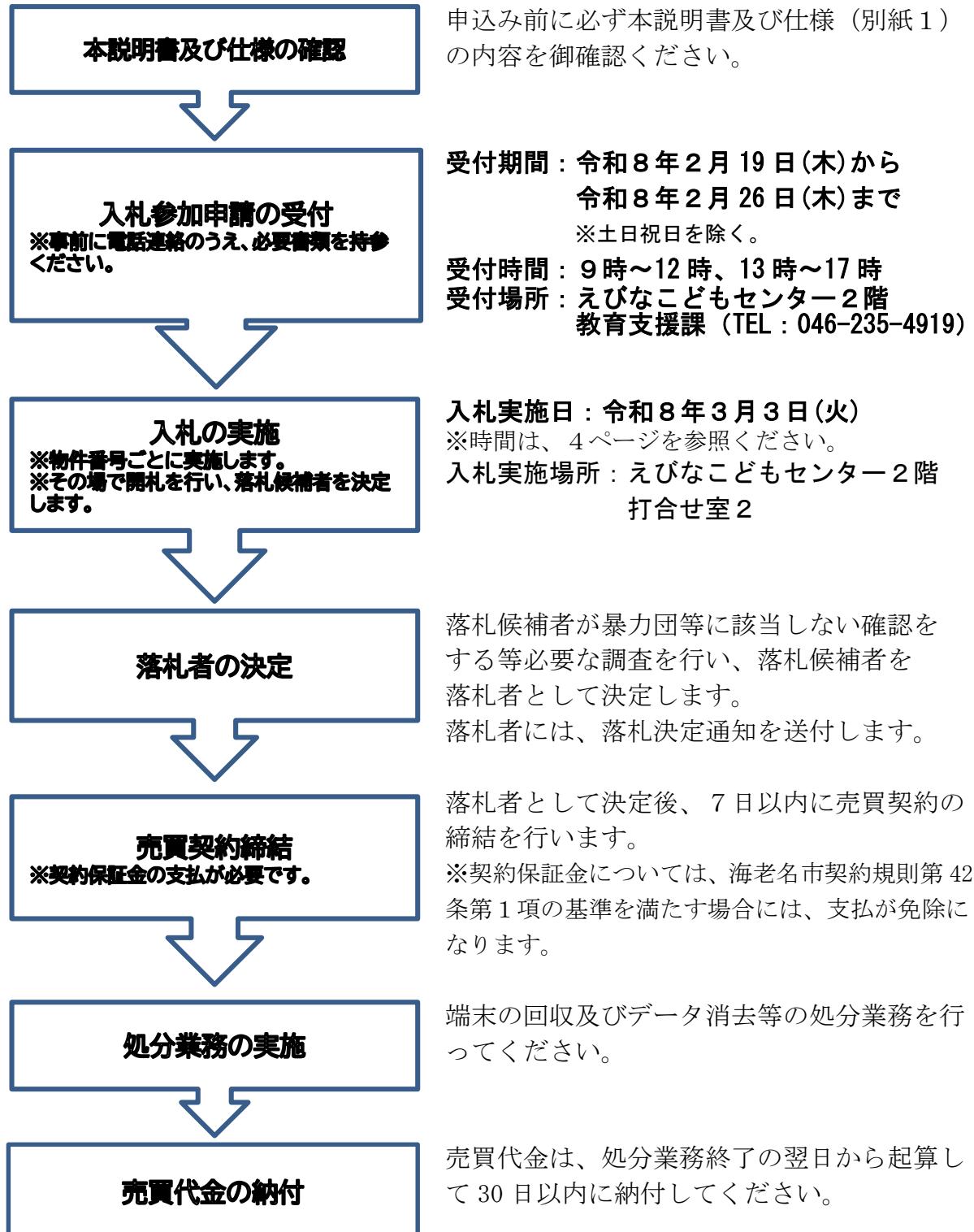
入札予定日：令和8年3月3日（火）

- 入札に参加を希望する方は、事前に入札参加申請書を提出してください。
(参加申請受付期間)
令和8年2月19日（木）から令和8年2月26日（木）まで
- 入札に参加される際は、この説明書をよくお読みいただき、記載内容や事前調整事項を十分把握したうえでご参加ください。

海老名市

教育部 教育支援課

《 事務の流れ(概要) 》



1 入札業務

海老名市立小学校使用済G I G Aスクール端末等の処分業務

※仕様書（別紙1）参照

2 入札参加資格

日本国内に本社又は営業所等を有する法人とします。

なお、次に該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の公有財産に関する事務に従事する職員
- (3) 海老名市暴力団排除条例(平成22年条例第43号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

※引用法令等の抜粋については、次頁に掲載しています。

また、次の点を受託条件とします。

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、神奈川県を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。
- (2) G I G Aスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が「小型家電リサイクル法」第10条第3項に定める認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること）を十分に有していること。なお、契約時には認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。
- (3) G I G Aスクール端末の所有権が本市に帰属している性質を踏まえ、乙が本市が進める環境政策において実績があることが望ましい。

【関係法令等（抜粋）】

○地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させさせないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

○海老名市暴力団排除条例（平成 22 年 12 月 28 日条例第 43 号）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（～略～）

（契約事務における暴力団排除）

第 7 条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）を当該事務の執行から排除するための必要な措置を講ずるものとする。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、(3)に記載する提出書類を(1)の期間に(2)の提出場所まで持参ください。電話、郵送による受付は、行いません。

※ 混雑緩和・待ち時間縮減のため、来庁される日時をあらかじめ電話によりお知らせください。連絡先：046-235-4919（海老名市教育支援課）

(1) 提出期間

令和8年2月19日(木)～令和8年2月26日(木)(※土日祝日を除く。)

受付時間：9時～12時 及び 13時～17時

(2) 提出場所

えびなこどもセンター2階 教育部教育支援課指導係
(住所：海老名市中新田377)

(3) 提出書類

次の①～④を各1部ずつご提出ください。

- ①一般競争入札参加申請及び参加資格確認事項申告書（様式1）
- ②国税、県民税及び市税に滞納がないことを証明する書類（※納税証明書等。発行後3ヶ月以内の原本。最新のものに限る。）
- ③直近の決算書
- ④暴力団員等の排除に係る調査承諾書（様式2）

(4) 申請書の受付

提出書類の確認後、入札参加申請書に受付印を押し、その写しを渡しますので、入札当日に持参してください。

また、入札参加申請書受付後であっても、不正等が判明した場合は入札に参加することができませんので、ご注意ください。

4 入札・契約保証金

(1) 入札保証金は必要ありません。

(2) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の支払が必要です。ただし、海老名市契約規則第42条第1項の基準を満たす場合には、支払が免除になります。

5 入札書に係る注意事項

(1) 入札には所定の入札書（様式2）に必要な事項を記載し、入札書を長3封筒に入れ、物件番号、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記（入札書（様式3）2ページのラベルを切り取って、これに記入し、封筒に貼付してください。）して、封緘印を押印してください。

(2) 入札書には黒又は青色のボールペン又は万年筆等を使用して明確かつ明

瞭に記入し、鮮明に押印してください（鉛筆や消せるボールペンは使用できません。）。

(3) 入札金額は、入札書に右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

また、金額については、訂正はできません。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状（様式4）が必要です。

(5) 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

6 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時 令和8年3月3日(火)

受付時間 午後2時～2時20分

入札開始時刻 午後2時30分

※1 受付時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

※2 1者のみ参加の場合でも入札を実施します。

(2) 場所 えびなこどもセンター2階 打合せ室2

※入札会場への入室は、申請者又はその代理人の方のみとします。

7 入札日の受付等

受付の際には、到着した順番で次の書類等の確認を行います。

これらのうち確認できない書類があった場合には、入札に参加できませんのでご了承ください。

- ① 入札参加申請書の写し
- ② 入札書（様式3） ※入札書様式データに記載のとおり封筒に入れて
- ③ 入札当日に出席する申請者を確認できるものの原本と写し（顔写真付きの社員証など）
- ④ 入札保証金の領収書の原本と写し
- ⑤ 委任状（様式4）

8 開札方法

(1) 開札は、入札書投入後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者が開札に立会わない場合には、市が指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(2) 開札の結果、有効な入札書について、申請者の名称及び入札金額をその場で公表します。また、開札時に明らかに無効な入札書については、申請者の名称のみを読み上げ、無効である旨を伝えます。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者又はその代理人の記名、押印のない入札
- (4) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの等、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (5) 条件を付した入札書を提出した入札
- (6) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (7) 申請者、代理人及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

10 落札者の決定

- (1) 最高額の有効な入札をした者をもって落札候補者とします。
- (2) 落札となるべき最高額が同価の申請者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって決定します。この場合において、「くじ」を引かない者があるときは、これに代えて当該入札に關係のない本市職員にくじを引かせます。
- (3) 落札候補者、落札候補者の代理人及び法人役員が、暴力団等に該当しない場合に、落札候補者を落札者として決定します。
- (4) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、市の最低入札価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知ください。

11 暴力団の排除

市は、神奈川県警察本部に落札候補者、落札候補者の代理人及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会し、落札候補者、落札候補者の代理人及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

12 契約保証金と売買契約締結

- (1) 落札者は、「11 落札者の決定（3）」により市が契約の相手方とした際には、その旨の通知をしますので、通知を受けた日から7日以内の契約を締結しなければなりません。
- (2) 落札者が、契約期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。
- (3) 落札者が契約に定める義務を履行しないときは、市は締結した市有財産売買契約を解除することができます。

1 3 売買代金の支払方法

落札者は、処分業務修了から 30 日以内に、市の発行する納入通知書により売買代金を納入していただきます。

※ 納付の際の手数料等については、ご負担ください。

1 4 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を市ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承いただきますようお願いします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

1 5 問い合わせ先

本入札について、質問がある場合は、下記メール宛てにお問い合わせください。（質問はメールでのみ受け付けます。）

海老名市 教育部 教育支援課 kyoiku-shien@city.ebina.kanagawa.jp

※1 メールには、質問者の住所、氏名（名称）、電話番号等質問者が確認できる事項も記載してください。

※2 問合せは、原則1者1回とします。

① 質問受付期間

令和8年2月19日（木）～令和8年2月26日（木）

② 回答

受付から、原則3営業日程度でメールにて回答いたします。

なお、入札に関する質問と回答につきましては、市のホームページでも質問者名を伏せて公表いたします。